

海外経済要録

国際機関

◇インドネシアIMFに正式復帰

1965年8月17日、IMFを脱退したインドネシアは、昨年9月のIMF総会で決定された再加入条件(対IMFネット債務の元利払い、清算勘定の廃止など)を満たし、さる2月21日、正式にIMFに復帰した。同国の新クォータは207百万ドル(脱退時のクォータ165百万ドルに増資割当分を加算したものである。なお、平価設定までの暫定レート(対IMF取引レート)は1米ドル当たり95ルピアと定められた。

◇国際金融公社(IFC)は業務内容を拡大

国際金融公社(International Finance Corporation)は、3月3日業務内容の拡大を発表した。

(1) 融資金額の引上げ

従来、1件当りの融資承諾額の最高は12百万ドルであったが、これを20百万ドルまで引き上げる。

(2) 融資対象の範囲を拡大

従来、融資対象は製造業と開発金融機関を主としていたが、今後は農業、公益事業とその関連事業のほか観光事業などサービス業にも範囲を拡大する。

これには、同公社が昨年10月、世界銀行より1億ドルの借入れを行ない、資金面に余裕ができたことが直接的な理由としてあげられている。

◇エカフェ第10回貿易委員会の開催

エカフェ第10回貿易委員会は2月15日から23日までバンコックにおいて、域内外加盟24か国(準加盟国の香港を含む)をはじめその他関係国、国際機関の諸代表・オブザーバー参加のもとに開催された。同会議の主要議題、討議内容は、次のとおりである。

(1) 貿易ならびに貿易政策動向

エカフェ地域開発諸国の輸出は1966年中3%台の伸びにとどまり、輸出の好調な国と不振な国との明暗の差がますます目立ってきている。貿易政策については輸出好調の国が概して自由化政策を実施してきたのに対し、一方輸出減退の国が統制色の強い管理政策を採用してきたが、本会議では前者が引き続き従来の自由主義的ラインを堅持していく方針を明らかにしている

ほか、後者のうちで、インド、インドネシアなどが従来の方針を改め、貿易の自由化を漸次実施していく方針を表明したのが注目された。

(2) 国連貿易開発会議関係

低開発国側から、第1回国連貿易開発会議の低開発国貿易促進のための勧告に関し、ほとんど実質的な進展がみられない点が強調され、明年2月開催予定の第2回同会議においては低開発国、先進国双方が上記勧告実現のための具体的な実行計画に関し、合意に達することが肝要である旨述べられた。

(3) 地域経済協力関係

域内低開発諸国の経済開発ならびに貿易拡大の見地から、アジア開発銀行に対し各国が大きな期待を寄せている点が述べられたほか、域内貿易拡大のため地域支払協定の設定に関し、エカフェ事務局から今後のスケジュール(本年央までに支払協定に関する原案を各国へ送付し、本年10月以降関係国政府代表で検討)が発表され、インド、インドネシアなどから支払協定設立の必要性が強調された。もともと、一部先進国側から、この種の協定が通常の貿易や現行の国際通貨制度を阻害しないよう配慮することが必要であること、またその検討にあたってIMFなどと連絡をとることが望ましい旨のコメントが付きされた。

◇第3回インドネシア債権国会議の開催

第3回インドネシア債権国会議は、2月23日、24日の両日、アムステルダムで開催された。

同会議では、インドネシアの深刻な国際収支事情にかんがみ、本年分としてインドネシアの提示した約2億ドルに対し、1.6~1.8億ドルの新規援助(昨年度の繰延べ分を含めると約2億ドル)供与について一応合意がなされ、とくに米国からはこれに関して総額の3分の1をコミットする用意がある旨の発言もあった。しかしながら、本年末までに期限到来の債権繰延べ条件について検討してきた金利小委員会で意見の一致をみるに至らなかったため、いずれの問題も、きたる6月オランダで開催が予定される第4回会議に持ち越されることとなった。

米州諸国

◇米国、金利平衡税を一部適用免除

ジョンソン大統領は、2月20日、従来金利平衡税の課税対象となっていた「米国系銀行の海外支店による、期間1年超のドル建貸付」を免税扱いとする旨の行政命令を発した(2月21日発効)。

本措置の目的は、①米銀海外支店の活動を、ドル運用面で現地銀行に比し不利とならないようにすること、②在外米国系企業の海外での資金調達を容易にすること、の2点にあると説明されている。

◇米国、預金準備率を一部引下げ

連邦準備制度理事会は、2月28日、次のとおり預金準備率の一部を引き下げの旨を発表した。これにつき、同理事会は、「秩序ある経済成長のために適切な信用のペイラビリティを確保するという、連邦準備制度の政策目標に沿いつつ、全国的に増大している資金需要に応じようとするものである」と説明した。

- (1) 貯蓄預金の全部およびその他の定期預金中1行当たり5百万ドル以下の部分に対する預金準備率を、4%から3%へ引き下げる。
- (2) 新準備率への移行は2段階に分けることとし、3月2日より3.5%を、3月16日より3%を適用する。この結果、現行準備率は次のとおりとなった。

対 象 預 金	都市銀行	地方銀行
要 求 払 預 金	16½%	12%
貯 蓄 預 金	3%	3%
(Christmas Club Account および Vacation Club Account を含む)		
そ の 他 定 期 預 金		
1 行 当 り 5 百 万 ド ル 以 下 の 部 分	3%	3%
1 行 当 り 5 百 万 ド ル 超 の 部 分	6%	6%

◇米国、国債発行高限度を引上げ

米国の国債発行高限度は、3月1日議会の承認を得て現行3,300億ドルから、3,360億ドルへ引き上げられた。

米国の国債発行高限度は、1959年 The Second Liberty Bond Act によって2,850億ドルと定められているものの、議会は例年臨時的措置としてこれを上回る限度額を認めており、今回の決定も、本年6月30日までの臨時的なものとなっている。

欧 州 諸 国

◇EEC産業連盟、米国資本進出に対する見解を発表

このほどEEC産業連盟(UNICE)は、EEC諸国に対する米国の投資に関して統一見解を発表した。UNICEは域内各国の代表的産業団体を基盤とする連合体

であるだけに、この統一見解は米国資本進出に対する欧州主要国産業界の態度を表明したものとして興味深い。その概要は次のとおり。

欧州産業界は資本移動の自由と企業設立の自由とを基本的な原則としているが、この原則は米国資本および欧州内での米国企業の設立にも等しく適用されるべきだと考える。米国資本の進出には、後進地域における経済活動の促進、技術の導入、競争の刺激および資本の供給といったメリットがあり、これらは欧州経済の発展に資すると考える。

したがって、米国資本の進出については、その動向を注視する必要は認めるが、これに制限を加えるべきではない。ただ、次の場合には留意すべきであろう。すなわち、①欧州産業界ないし企業が隷従を余儀なくされるほど投資額が膨大となる場合、②投資が特定の部門または地域に過度に集中する場合、③米国式経営が進出先で社会的な問題を惹起する場合、④重要な技術の開発は米国内でのみ行なわれ、子会社にその機会が与えられぬ場合、⑤米国企業の欧州における資金調達が、市場の狭隘さもあって、欧州企業の資金調達を困難にする場合、などである。

◇英蘭銀行、対英借款の更新等を発表

英蘭銀行は3月13日、対英借款の更新等に関し次のとおり発表した。

「昨年6月、オーストリア、ベルギー、カナダ、西ドイツ、オランダ、イタリア、日本、スウェーデンおよびスイスの各中央銀行ならびにB I S (国際決済銀行)と締結したポンド支援取決めは更新され、さらに1年間継続されることとなった。

米当局との間で1965年9月に成立した信用供与取決め(連邦準備制度との間で現在成立している1,350百万ドルのスワップ取決めとは別枠)はまだ期限が到来していないので、上記取決めと並んで今後も継続される。

昨年6月にフランス銀行との間に締結した3ヵ月ごとに更新可能な信用供与取決めも継続される。」

◇英国、公定歩合引下げ

英蘭銀行は3月16日、公定歩合を6.5%から6%に引き下げ、即日実施した。

今次措置に関する英蘭銀行の説明次のとおり。

「1月26日の公定歩合引下げ(7.0→6.5%)以降も、為替市場ではポンドが強調裡に推移しており、また海外主要金融市場も引き続き緩和している。本日の公定歩合引下げはこのような状況により可能となったものである。」

なお本措置に伴い、ロンドン手形交換所加盟銀行の預貸金金利は、慣行に従い同一幅(0.5%)だけ引き下げられた。

ロンドン手形交換所加盟銀行金利
(3月16日以降)

通知預金(7日)	4.0%
当座貸越 対国有企業	6.0%
対一流企業	6.5~7.0%
対一般企業	7.0~7.5%

◇西ドイツ、市中金利を自由化

ブンデスバンクは3月16日の理事会において、金利調整令をきたる4月1日以降廃止すると連邦信用制度監督局の方針に同意することを決定した(注)。この結果金融機関の預金、貸出金利に関する規制は4月以降なくなり、全く自由となることとなった。

(注) 「金利調整令の制定および変更はブンデスバンクの同意を得て経済大臣が実施する。経済大臣はこの権限を連邦信用制度監督局に委譲することができる。」との信用制度法第23条の規定に基づき、ブンデスバンクの態度を明らかにしたのも。

西ドイツにおける金利規制の自由化についてはここ数年論議が絶えず、政府側から、金利規制は本来市場原則で決定されるべき金利体系にひずみをもたらすこと、また特利等の脱法行為がみられるため規制の存在意義も疑わしいことなどを主たる理由に自由化が唱導され、これまで段階的に自由化が推し進められてきた。すなわち、65年3月の「金利調整令(Zinsverordnung)」実施の際、2年半を越える長期預金金利が規制外となり、その後66年7月以降大口預金(金額100百万マルク以上、期間3か月以上)金利の自由化が実施された。

新内閣は、おりからの金融緩和により、金利を自由化しても不当な市中金利の上昇は生じないとの判断もあって、自由化についていっそう積極的な態度をとり、さる2月17日の第2次公定歩合引下げ(4½→4%)後、全面自由化を提案した。これに対し金融機関側は、過当競争の誘発を理由に全面自由化には反対を唱えたが、政府の態度は変わらず、今回、ブンデスバンクがこれに同意を与えたものである。

ブンデスバンクが今回の同意に踏み切ったのは、金利規制がなくとも、市中金利に影響を与えることができると判断したことによるものであるが、今後、市中金融機関の間で金利に関する自主協定が結ばれるとみられる点については、中央銀行として、これが金融政策の目的に合致するようなものとなるよう関心を払い、市中金融機関との協調をいっそう緊密に行なう必要があるとの態度

を示している。

◇西ドイツ、クルップ社の金融難救済措置

(1) 西ドイツ景況の沈滞とともに、早くから噂にのぼっていたクルップ社の金融難が深刻化し、このほど連邦政府、金融界がその救済に乗り出すことになった。クルップ社は、1811年に創立された国内最大の個人企業(1965年の売上高は約63億マルクと国内第3位、従業員数112千人)であるが、今回の破綻の結果ついに株式会社に改組されることとなった。今回の事態は単に一企業の経営破綻の問題にとどまらず、産業構造の変化と国際競争の波に乗り遅れた個人企業の限界と弱さを物語るとともに、西ドイツ経済の不況の深刻さを如実に象徴するものとして各方面に多大の反響を呼んでいる。

(2) 同社が金融難に陥った理由は、①同社売上げの約3割を占める石炭、鉄鋼の構造的な不況に加え、最近の景気沈滞により設備投資財の国内売上げが不振に陥ったこと、②このため無理な延払い輸出等による賤路拡大を行ない、資金調達を短期高利のユーロ・ダラー取入れで行なうなど仕振りが放漫となったため、銀行筋の不信を招き要資の調達が困難となったこと、③傘下企業(25社)の財務構成が悪化し、そのシワ寄せを受けたこと、などが指摘されている。

(3) 再建策および救済措置の概要次のとおり。

イ. 管理委員会(Verwaltungsrat, アプス・ドイチェンバンク頭取等6名で構成)が再建完了までの間、クルップ社の経営上の重要な決定に関与する。

ロ. 連邦政府は、クルップ社に対する輸出金融会社(Ausfuhrkredit G. m. b. H)の融資に3億マルクの信用保証をする。

ハ. 関係金融機関は、同社に対して4億マルクの追加融資を行なう(クルップ本社所在のNorth-Rhein Westfalen州は150百万マルクの保証を実施)。

ニ. クルップ社はさしあたり有限会社に改組したあと、68年末までに株式会社に転換する。

◇イタリア、1966年の国際収支

このほど、1966年のイタリア国際収支(暫定)が発表された。これによると基礎的収支は65年に引き続き黒字を維持したが、黒字幅はかなり縮小している。

収支内訳の特徴は次のとおり。

(1) 輸出の増加(前年比14%)にもかかわらず、景気立ち直りによる原材料、半製品輸入の著増(輸入、前年比21%増)から貿易収支の赤字幅が拡大したこと。

- (2) 長期資本収支も、前年を大幅に上回る赤字(691百万ドル、前年42百万ドル)を示した。これは国内流動性が不必要に増大するのを避け、中長期の金利水準を安定させるため、政策当局が国内起債市場での外債起債を積極的に奨励したことによるとみられている。
- (3) もっとも貿易外収支は、運賃(前年比+13%)、観光(同+13%)、移民送金(同+8%)の受取り好伸から黒字幅が拡大していること。

なお対外準備は、イタリア為替局が市中銀行との間でドル・スワップを実施(市中銀行はこれをユーロ市場で運用)しているため、小幅ながら減少を示している。

イタリアの国際収支

(単位・百万ドル)

	1963年	1965年	1966年
経常収支	326	1,636	1,387
貿易収支	△ 1,492	△ 474	△ 997
輸出(FOB)	5,578	6,656	7,601
輸入(CIF)	7,070	7,130	8,599
貿易外収支	1,818	2,110	2,384
長期資本収支	448	△ 42	△ 691
政府	15	62	△ 70
民間	432	△ 104	△ 621
基礎的収支	774	1,594	696
金・外貨準備増減	497	189	△ 165
金・外貨準備(年末残高)	3,678	3,866	3,701

◇イタリア、株式配当利子に対する課税方式を変更

イタリア政府は2月21日の閣議で、株式配当利子に対する課税方式の変更を決定し、直ちに実施することとした。

イタリアにおける株式配当利子に対する課税方式は、64年2月以降、累進総合課税対象に申告する場合(税率5%)と分離課税による場合(同30%)の二本立てで行なわれていたが、今次措置により分離課税が廃止され、累進総合課税一本に統一されることとなった(税率5%)。ただし国外のイタリア人に対しては従来通りの税率が適用される。

本措置は、64年2月、一連の景気振興策の一環として貯蓄投資奨励のため実施された分離課税方式が、個人貯蓄の増加、株価の上昇等所期の効果を果たしたこと、景気もこのところ順調な推移を示していること、などの事情を背景としてとられたものとみられる。

なお、ミラノ株式市場の株価は、同措置が配当利子に対する実質的な増税となるためこれをいや気し、低下を

示している(同株価指数、1938年=100、2月21日7,484→22日7,151、昨年2月22日8,323)。

◇オランダ、公定歩合引下げ

オランダ銀行は3月14日、公定歩合を $\frac{1}{2}\%$ 引き下げ $4\frac{1}{2}\%$ とし、翌3月15日から実施することを決定した。同行の公式発表によれば、「国内経済の鎮静化持続から、金利引下げが可能になった」としている。

なお同行は、今次公定歩合引下げ措置の決定と同時に、市中貸出規制の運用に伴う罰則規定(注)を免除することを決定した。

(注) オランダでは63年10月以降「信用制度管理法」第10条を根拠として、中央銀行と市中銀行との協定に基づき、市中貸出規制が実施されており(2月号「要録」参照)、貸出規制の対象となる市中銀行全体の過去3ヵ月間の月末貸出残高の平残が、当該各月末貸出最高限度額の平残を超過した場合には、限度を超過した個々の銀行は中央銀行に対し、超過額相当の無利息預金を、過去3ヵ月の最後の月の翌々月分から1ヵ月間積み立てなければならない、という罰則規定が申し合わされていた。

◇オランダ、景気振興策を発表

オランダ政府はこのほど、次のような景気振興策を発表した。これは、最近の国内景況の鈍化に伴い鎮静化している民間設備投資意欲を喚起するとともに、特に失業者増大の目立つ北部地方の産業を振興することを企図したものである。

- (1) 政府が特に指定する地域に所在する企業が行なう新規固定投資に対し、1件当たり3百万ギルダーを最高限度とする財政援助を実施すること(援助総額は100百万ギルダー)。
- (2) 政府は特に指定する地域に所在する企業が、新規固定投資のために要する資金調達を借入れによって行なった場合には、当該借入金額の3%を限度として利子補給を実施すること。
- (3) 政府は国民投資銀行が行なう長期設備資金の融資(期間は最長15年)に対して、一定の条件の下に保証を実施すること。

◇スウェーデン、公定歩合を再引下げ

スウェーデンの中央銀行であるリクスバンクは、3月9日、公定歩合を $\frac{1}{2}\%$ 引き下げ(5 $\frac{1}{2}\%$ →5%)、同時に高率適用レートを1%引き下げ(11→10%)、翌10日から実施することを決定した。今次引下げ措置は、さる2月3日に実施された公定歩合引下げ(6→5 $\frac{1}{2}\%$)に続く2回目の措置である(3月号「国別動向」および「要録」参照)。

今回の再引下げについて同行オスプリック総裁は、

「国内の金融緩和を促進するとともに、海外の金利動向に追随するものである」と述べている。

ア ジ ア 諸 国

◇韓国、本年度の日韓経済協力実施計画決まる

日韓両国政府は、「請求権・経済協力協定」に基づく経済協力の第2年度(1966年12月18日～67年12月17日)実施計画について、昨年末から交渉を行なっていたが、2月24日合意に達し、3月10日これを確認する旨の公文が交換された。同計画の骨子は、次のとおりである。

なお、この金額は認証ベースによるものであって、実際の供与額は協定上年間50百万ドル(無償分30百万ドル、借款分20百万ドル)が限度となっている。ただし本年度は、前年度計画分(41年6月号「要録」参照)の一部が繰り越されてきたため(通常貿易に押されて成約の出足が悪く、ことに漁船関係分が全面的に本年に持ち越されたことなどから、年度末の進捗率は無償分65%、借款分61%で、供与未済額18.5百万ドル)、実際に供与される限度額は合わせて70百万ドルに近く、本年から始まった第2次5ヵ年計画の実施上大いに寄与するものと期待されている。

1.	無償経済協力(注1)	50,085千ドル
	(1) プロジェクト用資本財	24,815
	(2) 原資材(肥料、建設資材等)	11,759
	(3) その他の資本財(機械類)	5,571
	(4) 銀行手数料	26
	(5) 予備費(海上運賃を含む)	3,340
	(6) 清算勘定債務相殺	4,573
2.	長期低利借款(注2)	36,415
	(1) 鉄道施設改善計画	9,349
	(2) 総合機械工場拡充計画	3,000
	(3) 大田市上水道計画	1,640
	(4) 光州市上水道計画	1,680
	(5) 輸送荷役施設計画	2,596
	(6) 市外電話拡充計画	1,000
	(7) 中小企業育成計画	15,000
	(8) 昭陽江ダム計画	1,100
	(9) 港湾開発計画	1,050
	合 計	86,500

(注1) 第1年度計画繰越分13.5百万ドルを含む。

(注2) このほかに、第1年度分の未認証残高24.7百万ドルがあるので、今年度中の借款枠(認証ベース)は合わせて61.1百万ドルとなる(なお、借款は、わが国の海外経済協力基金によるもので、7年据置後13年償還、金利年3.5%)。